

平成 26 年 1 月 27 日

関係各位

民主党統合医療を普及・促進する議員の会
「柔道整復師小委員会」事務局長 大島九州男

施術所のコンプライアンスの徹底について

謹啓

時下ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、国民医療の一翼を担われている皆様方におかれましては、日々研鑽を積まれ、国民の健康増進に貢献されていることについて、心から敬意を表します。

今般、他人である柔道整復師の免許証を複製した上で、当該柔道整復師になりすまして施術所の開設届を提出し、療養費の受領委任に関する申出がなされている事例が判明しています。

更に、「交通事故治療専門」や「むち打ち専門」といった広告違反が行われており、公衆衛生上看過できない状況となっています。

関係各位におかれましては、国民の健康な生活を確保する観点からも、かかる不正行為が見過ごされることのないよう、また、コンプライアンスの徹底には十分に配慮していただきますようお願い申し上げます

謹白

民主党統合医療を普及・促進する議員の会
柔道整復師小委員会事務局

TEL03-6550-0910 FAX03-6551-0910

Mail:kusuo_ooshima01@sangiin.go.jp

担当：眞有

(医事課)

1. 医師等の資格確認について

医療機関等において、医師等を採用する場合は、免許証等の原本により資格を有していることの確認を求めているほか、保健所等において、免許証の再交付申請があった場合は、厳密に本人確認を行うよう求めているところである。

しかしながら、偽造した医師免許証の写しを使用する事件が散見されており、昨年、一昨年と東京都内で発生した「なりすまし医師」の事例は報道でも大きく取り上げられ記憶に新しいところ。また、国家試験合格者が免許を付与される前に免許が必要な業務に従事していた事例が確認されている。

今後、同様の事例が発生することのないよう、医師等の採用の際には免許証の原本による資格確認及び運転免許証等による本人確認を十分行うとともに、国家試験合格者を免許の取得予定者として採用した場合は、免許が付与されたことを確認した後に免許が必要な業務に従事させるよう関係部局、貴管下保健所、病院、診療所等関係機関に対し指導されたい。

また、医師、歯科医師については、厚生労働省ホームページ上で運用している「医師等資格確認検索システム」に、資格確認を補完する手段として、より正確な資格確認を行うことができる医療機関向けの検索機能を平成25年8月に追加しているので、これも活用するなどにより資格確認の徹底を図られたい。

2. 医療関係資格者の行政処分対象事案の把握等について

(1) 医療関係資格者として不適切な行為のあった者に対する処分について、平成14年12月、医道審議会医道分科会において「医師及び歯科医師に対する行政処分の考え方について」により今後とも厳正な態度で臨むこととしている。各都道府県におかれては、医療関係資格者の倫理に関する意識の昂揚について、引き続き、御協力をお願いする。

(2) 医療関係資格者の行政処分対象事案の把握については、かねてより御協力いただいているところであるが、情報入手の適正化の観点から平成16年より医師及び歯科医師が刑事事件の被疑者として起訴された場合及び判決が出された場合に、法務省から当省に対し、医師の氏名、事件の概要等の情報が提供されることとなっている。

このため、法務省から提供のあった情報を含め、各都道府県に判決書の入手等を依頼することとしているので、引き続き、御協力をお願いする。

また、その他の医療関係資格者の対象事案の把握及び判決書の入手等についても、引き続き、御協力をお願いする。

3. 医療従事者の養成について

(1) 医師等医療関係職種の状態試験については、各職種の更なる質の向上を図る観点から、適宜、試験の改善を図り、その実施に努めているところである。

また、平成26年の状態試験は、別冊の関係資料のとおり実施するので、合格発表後の免許申請手続きにあたっては、引き続き適切な実施方をお願いする。

(2) 医療関係職種の養成所については、近年、指定規則に適合しない教員による授業の実施や、学則に適合しない授業の実施など、不適切な事例が多数見受けられることから、各地方厚生(支)局を中心として指導監督を徹底していくこととしている。

なお、養成所の指定等の権限の都道府県への移譲について、平成25年12月20日に閣議決定したことから、引き続きご協力をお願いする。

4. あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師の施術所について

(1) 施術所開設届等の際の資格確認について

今般、実在する免許証を偽造して柔道整復師になりすました施術所の開設届及び療養費の受領委任に関する申し出がなされていた事例が判明したところである。

このような事態に鑑み、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の2から第9条の4まで及び柔道整復師法第19条の施術所開設届の際の資格確認の徹底について」(平成26年1月7日医政医発0107第1号)により衛生部(局)長あて通知したところである。

については、国民の健康な生活を確保する観点からもかかる不正行為が見過ごされることのないよう、施術所開設届を受理する際は、①開設者の運転免許証等の原本による本人確認、②業務に従事する施術者のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師免許証の原本確認及び運転免許証等による本人確認の徹底について、関係部局、貴管下保健所に対して指導されたい。

また、他人の免許証(コピーを含む)を利用して、自分の氏名等を記載した偽造免許証が疑われる場合は、厚生労働大臣指定登録機関に免許証の記載事項を照会し、登録された免許証であることを確認することも併せて指導されたい。

(2) 広告の指導について

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師の業及び施術所に関する広告については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条第1項各号、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条第1項各号に規定されている事項以外は広告できないところであり、毎年、全国医政関係主管課長会議において、その遵守の指導をお願いしているところである。

しかしながら、最近、「交通事故治療専門」や「むち打ち専門」といった広告違反が行われているとの情報が当課に多く寄せられており、また、独立行政法人国民生活センターが平成24年8月2日に報道発表した「手技による医業類似行為の危害－整体、カイロプラクティック、マッサージ等で重症事例も－」においても同様の報告がされており、公衆衛生上看過できない状況となっている。

については、広告可能事項に該当しない「交通事故」といった文言や料金について、広告することは認められないことから、違法広告のある施術所の開設者に対する指導の徹底を図りたい。

5. 死因究明体制及び小児 Ai について

平成24年9月から「死因究明等の推進に関する法律」が施行され、死因究明の推進に関する施策の在り方については、内閣府に設置した「死因究明等推進会議」及びその下に有識者で構成される「死因究明等推進計画検討会」で検討が進められており、平成25年6月には同検討会の中間報告書で、当面、関係行政機関等において実施すべき事項がとりまとめられた。

これを踏まえ、厚生労働省では死因究明体制の充実を図るため、平成26年度予算案において、前年度から約2.5千万円増額し、総額約1.5億円を計上している。

特に死亡時画像診断（Ai）に関しては、小児死亡全例に対する Ai の効果等を検証するため、異状死死因究明支援事業において小児死亡例に対する死亡時画像診断を拡充し、その情報をモデル的に収集・分析することとしており、各都道府県においても、異状死死因究明支援事業を活用し、小児 Ai を含めた死因究明体制の推進にご協力頂きたい。